

総社市農業経営基本構想

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

総社市

目 次

ページ

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	
1	本市の農業の概況	1
2	本市の農業の現状と課題	1
3	担い手育成の基本的な方向	1
4	地域の特色を生かした農業経営の育成・支援	2
5	先進的経営を目指す担い手の支援	4
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
第 2	農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第 2 の 2	農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	10
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか，農業を担う者の確保及び育成に関する事項	12
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標	13
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	14
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項	
1	地域計画推進に関する事項	
(1)	法第 18 条第 1 項の協議の場の設置方法	15
(2)	法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準	15
(2)	法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	15
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	16
(1)	農用地利用改善事業の実施の促進	16
(2)	区域の基準	16
(3)	農用地利用改善事業の内容	16
(4)	農用地利用規程の内容	16
(5)	農用地利用規程の認定	16
(6)	特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	17
(7)	農用地利用改善団体の勧奨等	18
(8)	農用地利用改善事業の指導，援助	18

3	農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	
(1)	農作業の受委託の促進	18
(2)	農業協同組合及び一般財団法人そうじゃ地食べ公社による農作業の受委託のあっせん等	19
4	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	19
(1)	農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	19
(2)	推進体制等	20

第5	その他	20
----	-----	----

附 則		20
-----	--	----

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 総社市の農業の概況

総社市は、地域の中央を北から南に岡山県の三大河川の一つである高梁川が貫流し、南部の地域に扇状地勢の沖積平野である吉備平野が東西に広がり、その吉備平野に市街地が帯状に連なり、周辺には集落が形成され静かな農村を形成している。その立地条件を生かして水稲、麦、大豆を主体とする農業生産を展開しているが、近年、経営の発展を図るため、一部の農家で施設園芸の導入が盛んとなっている。

今後は、このような施設園芸において、高収益性の作目、作型の担い手を確保・育成して、地域として産地化を図ることとする。また、水田を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 総社市の農業の現状と課題

総社市の農業構造は、昭和40年代から隣接する倉敷市における工業団地の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、近年、一層兼業化が進み農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である昭和地区などを中心に、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

総社市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

3 担い手育成の基本的な方向

具体的な経営の指標は、総社市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（経営体当たりおおむね400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

育成・支援すべき担い手の対象

ア 認定農業者

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条により、市等で農業経営改善計画の認定を受けた経営体

イ 認定新規就農者

法第14条の4に基づき市で青年等就農計画の認定を受けた経営体

ウ 基本構想水準到達者

次のいずれかに該当する経営体（認定農業者、集落営農、認定新規就農者を除く）

- ・年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなされる者
- ・農業経営改善計画の終期を迎え、認定農業者の再認定を受けなかった者のうち、従前の経営を維持又は拡大している者

エ 集落営農

次のいずれかに該当する任意組織の集落営農

・特定農業団体

法第23条の規定により、地域の農地の2/3以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織

・集落営農組織

集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農組織

オ 今後育成すべき農業者

担い手に位置づけられていない経営体のうち、市が今後育成すべきと考える経営体

カ 認定農業者以外の農外から参入した企業

農外から参入した企業（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者を除く。）

なお、「21世紀おかやま農業経営基本方針」に掲げられた県内の新規認定農業者の確保数の目標が4年間で540経営体であることを踏まえ、総社市においては年間3経営体の新規認定農業者の確保を目標とする。また、おおむね10年後における育成・支援すべき担い手の対象の育成目標数は、130経営体とする。

4 地域の特色を生かした農業経営の育成・支援

総社市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業（法第4条第3項に規定する農業経営基盤強化促進事業をいう。以下同じ。）その他の措置を総合的に実施する。

まず、総社市は、農業協同組合、農業委員会、農業普及指導センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、総社市担い手育成総合支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の総社市担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向につ

いて選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地流動化を積極的に行い、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個人経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人（農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人）制度及び特定農業団体（当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法政行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。））制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、一般財団法人そうじゃ地食べ公社等の農作業受託部会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び

営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である昭和地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、総社市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営育成の観点から十分な検討を行う。

5 先進的経営を目指す担い手の支援

総社市は、総社市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支店単位の研修会の開催等を農業普及指導センターの協力を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

総社市の令和2年の新規就農者は8人であり、過去5年間、微増の状況となっているが、従来からの基幹作物である果樹（もも、ぶどう）、野菜（なす、セルリー）の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の

担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、総社市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる40代以下の農業従事者の拡大という新規就農者の確保・定着目標や21世紀おかやま農業経営促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標「年間150人」を踏まえ、総社市においては年間6人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

総社市及びその周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,200時間以上）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人当たり200万円以上）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた総社市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条で指定された農地中間管理機構（以下「農地中間管理機構」という。）による紹介、技術・経営面については農業普及指導センターや農業協同組合、各生産組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 小寺地区、山手地区（西郡、地頭片山、岡谷、宿）、福谷地区、久代地区、黒尾地区、奥坂地区、福井地区、秦地区の一部

従来からの基幹作物である“もも”を栽培するこれらの地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入れ（年1人程度）を重点的に進め、農業協同組合、総社もも生産組合、吉備路もも出荷組合等と連携し、園地の確保や栽培技術の指導、及び販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

山手地区においては、“セルリー”についても従来からの基幹作物である。新たに農業経営を営もうとする青年等の受入れ（年2人程度）を重点的に進め、農業協

同組合、山手セロリ・メロン生産組合と連携して安定的な経営ができる産地の担い手が増えるようにする。

イ 秦地区

従来からの基幹作物である“ぶどう”を栽培するこの地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入れ（年2人程度）を重点的に進め、農業協同組合、秦果樹生産出荷組合等と連携し、園地の確保や栽培技術の指導、及び販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

ウ 福井地区

従来からの基幹作物である“なす”を栽培するこの地域において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入れ（年2人程度）を重点的に進め、農業協同組合、福井新田茄子生産組合等と連携し、担い手の確保と産地の発展が続くようにする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に総社市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、総社市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

営農類型の基本的指標

基本的指標の前提条件

- 1 主たる従事者1人当たりの年間労働時間は1,800時間程度とし、所得目標はおおむね400万円とする。
- 2 農畜産物の販売価格は、平成27年～令和元年の市場価格等を参考にして設定する。
- 3 水稻作付け面積は、水田面積の64%とする。
- 4 経営管理の方法は、複式簿記と青色申告を基本とする。
- 5 農業労働力が不足する場合は、家族労働や雇用により補うこととし、家族経営協定の締結と休日制、月給制に取り組む。

農産部門

営農類型	経営規模	生産方式
水稲・大豆複合	<作付け面積> 水稲 6.4ha 新規需要米 1.8ha 大豆 1.8ha 作業受託 2ha <経営面積> 水田 10ha (うち借地 8ha)	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲は中生品種と晩生品種の組み合わせとし、作期の拡大及び労力分散を図る。
水稲・麦複合	<作付け面積> 水稲 6.4ha 新規需要米 3.6ha 大麦 3.6ha 作業受託 2ha <経営面積> 水田 10ha (うち借地 8ha)	<ul style="list-style-type: none"> ・一部「新規需要米－大麦」の輪作体系とする。 ・水稲は中生品種と晩生品種の組み合わせとし、作期の拡大及び労力分散を図る。
水稲・麦・大豆複合（組織型）	<作付け面積> 水稲 10ha 新規需要米 4ha 大麦 7ha 大豆 3ha <経営面積> 水田 17ha (うち借地 17ha)	<ul style="list-style-type: none"> ・「水稲・新規需要米－麦」、又は「水稲・新規需要米－麦－大豆」の輪作体系。 ・中晩2品種の組み合わせで、作期を拡大する。 ・組織活動の成熟度に応じて、法人化する。

園芸部門

営農類型	経営規模	生産方式
もも専作	<作付け面積> 加納岩白桃 5a 白鳳 20a 清水白桃 20a おかやま夢白桃 10a 白麗 10a 瀬戸内白桃 10a 恵白 5a <経営面積> 樹園地 80a	・労働分散を図るため、早生・中生・晩生・極晩生品種を組み合わせる。
ぶどう専作	<作付け面積> ピオーネ2月加温 10a ピオーネ無加温 10a シャインマスカット無加温 20a 紫苑無加温 10a <経営面積> 樹園地 50a	・労働分散を図るため、加温と無加温、品種を組み合わせる。 ・かん水施設，自動換気装置を導入する。
ぶどう専作	<作付け面積> アルキ1月加温 10a ピオーネ2月加温 10a シャインマスカット簡易被覆 10a シャインマスカット無加温 10a <経営面積> 樹園地 40a	・労働分散を図るため、加温と無加温，簡易被覆を組み合わせる。 ・かん水施設，自動換気装置を導入する。
なす専作	<作付け面積> なす 20a <経営面積> 水田 20a	・施設による長期栽培とする。 ・なすは接ぎ木栽培を行い，ほ木は千両とする。

いちご専作	<作付け面積> いちご 25a <経営面積> 水田 25a	<ul style="list-style-type: none"> ・高設の促成栽培とする。
にんじん専作	<作付け面積> にんじん 4ha <経営面積> 水田 4ha	<ul style="list-style-type: none"> ・おかやま有機無農薬農産物の認定を受け、有機無農薬栽培により、高付加価値生産を行う。
セルリー+メロン複合	<作付け面積> セルリー 35a メロン 35a <経営面積> 水田 35a	<ul style="list-style-type: none"> ・施設による春まきメロンと夏まきセルリーの輪作体系とする。
きんぎょそう+トルコギキョウ複合	<作付け面積> きんぎょそう 30a トルコギキョウ 10a	<ul style="list-style-type: none"> ・きんぎょそうの秋春切り栽培とトルコギキョウの半促成栽培を組み合わせる。
花壇苗	<作付け面積> 花壇苗 40a <経営面積> 水田 40a	<ul style="list-style-type: none"> ・施設 30a, 露地 10a を有効活用し、実需者ニーズに対応した品目と品種の栽培を行う。

畜産部門

営農類型	経営規模	生産方式
酪農	<経営規模> 乳牛 30頭 育成牛 10頭 <作付面積> 飼料作物 300a	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養形態は繋ぎ飼いとし、パイプラインミルクカーで搾乳するとともに除ふん作業はバーンクリーナーを使用する。 ・自給飼料は通年サイレージ給与体系とする。 ・ふん尿は、堆肥化して土地に還元し、有効活用するとともに余剰分は販売する。 ・定期的にヘルパーを利用し、休日を設ける。

肉用牛（肥育）	<経営規模> 肉用牛 50頭 <作付面積> 飼料作物 作付なし	<ul style="list-style-type: none"> ・黒毛和種素牛を8ヵ月令で購入後18ヵ月間肥育し、出荷販売する。 ・飼料はワラを除き全量購入飼料を用いる。ワラは水稻農家から堆肥交換により入手する。 ・ふん尿は、堆肥化し、販売と稲ワラ交換等により流通処理する。
養鶏（採卵鶏）	<経営規模> 採卵鶏 50,000羽	<ul style="list-style-type: none"> ・成鶏舎はウィンドレス鶏舎とし、自動給餌機や自動集卵機を設置して、作業を省力化する。 ・更新は120日令の大雛導入による、オールイン・オールアウト方式とする。 ・鶏ふんは堆肥処理施設等で発酵させ、袋詰めにより流通販売する。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示した目標を可能とする農業経営の指標として、現に総社市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、総社市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

なお、営農類型を示していないものは、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を参考にすることとする。

営農類型の基本的指標

基本的指標の前提条件

- 1 主たる従事者1人当たりの年間労働時間は1,200時間以上とし、所得目標は200万円以上とする。
- 2 農産物の販売価格は、平成27年～令和元年の市場価格等を参考にして設定する。
- 3 経営管理の方法は、複式簿記と青色申告を基本とする。
- 4 農業労働力が不足する場合は、家族労働や雇用により補うこととし、家族経営協定の締結と休日制、月給制に取り組む。

営農類型	経営規模	生産方式
もも専作	(作付面積) 白鳳 10a 清水白桃 20a おかやま夢白桃 5a 白麗 5a 瀬戸内白桃 5a 恵白 5a (経営面積) 50a	<ul style="list-style-type: none"> ・労力分散を図るために、早生・中生・晩生・極晩生品種を組み合わせる。 ・機械化, 低樹高栽培により労働生産性を高める。 ・適正な着果管理による高品質生産を図る。
ぶどう専作	(作付面積) ピオーネ2月加温 10a シャインマスカット 無加温 10a (経営面積) 20a	<ul style="list-style-type: none"> ・労力分散を図るために、加温と無加温を組み合わせる。 ・自動換気装置導入により、生育に合わせた温度管理や換気作業の省力化を図る。
ぶどう専作	(作付面積) シャイン無加温 10a 紫苑ハウス無加温 10a (経営面積) 20a	<ul style="list-style-type: none"> ・保温時期(2月, 2重被覆), 品種構成により, 労力分散を図る。 ・ジベスプレーにより無核化, 肥大処理の省力化を図る。 ・適正な着果管理による高品質生産を図る。
ぶどう専作	(作付面積) ピオーネ無加温 5a シャイン簡易被覆 5a シャインマスカット 無加温 10a (経営面積) 20a	<ul style="list-style-type: none"> ・無加温・簡易被覆, 品種構成の組み合わせにより, 労力分散を図る。 ・ジベスプレーにより無核化, 肥大処理の省力化を図る。 ・適正な着果管理による高品質生産を図る。
セルリー+メロン 複合	(作付面積) セルリー 25a メロン 25a (経営面積) 25a	<ul style="list-style-type: none"> ・施設による春まきメロンと夏まきセルリーの輪作体系とする
なす専作	(作付面積) なす 10a (経営面積) 10a	<ul style="list-style-type: none"> ・施設による長期栽培とする。 ・なすは接ぎ木栽培を行い, 穂木は千両とする。

以上の6類型を、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とする農業経営の指標とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の担い手育成の基本的な方向は、第1の3に記載のとおりである。

効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

加えて、総社市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事と共に農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備等の支援を行う。

2 総社市が主体的に行う取組

第1の6(2)に掲げる目標及び農業を担う多様な人材の確保を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携の下、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等及び農業を担う多様な人材の確保に向けた取組

ア 情報収集・相互提供

総社市は、総社市担い手育成総合支援協議会と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集し、岡山県及び岡山県農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

イ 受入環境の整備

総社市新規就農者等確保計画に基づき、岡山県農業経営・就農支援センターや農業普及指導センター、農業協同組合、先進農家などと連携し、就農相談会等での就農情報(研修、支援制度に関する情報等)の発信を行うとともに、就農希望者の受入環境の整備を行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等及び農業を担う多様な人材の確保の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

総社市が中心となり、農業協同組合、各生産組合、農業委員、農業士等、農業普及

指導センター，岡山県立青少年農林文化センター三徳園等と連携・協力して，実践研修，経営・生活相談，技術指導等を行い，就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら，当該青年等の営農状況を把握し，支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みを作る。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう，総社市が中心となり，地域計画（法第 19 条の規定に基づき，総社市が，農業者等の協議の結果を踏まえ，農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（目標地図）等を明確化し公表したもの。以下同じ。）の策定・見直しの話合いや総社市担い手育成総合支援協議会の下で相互連携を図りながら，地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

また，農業後継者クラブや各直売所生産者組合など，同世代の若手農業者との仲間づくり，交流の機会の設置，参加誘導を図る。

ウ 経営力の向上に向けた支援

経営能力の向上に向けては，農業普及指導センターや専門家を活用した研修会や経営分析，相談などにより，経営初期の経営力向上に向けた重点的な支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ，本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し，国，県支援策や新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め，確実な定着へと導く。さらに，青年等就農計画の達成が見込まれる者については，引き続き農業経営改善計画の策定を促し，認定農業者へと誘導する。

（3）関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター，技術や経営ノウハウについての習得及び就農後の営農指導等フォローアップについては農業普及指導センター，農業協同組合及び農業士等，農地の確保については農業委員会，農地中間管理機構など，各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

上記第 2 に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと，おおむね次に掲げる程度である。

○農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する面積の割合（耕地面積に占める割合の目標）	備 考
地域の農用地面積の3分の1程度とする	

○効率的かつ安定的な農業経営への面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 目標年次は令和5年とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、地域計画の策定を通じた関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、総社市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際には、既存の認定農業者等の規模拡大努力の効果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

また、農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業の推進に関する法律第2条で規定された農地中間管理事業も積極的に活用する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

総社市は、岡山県が策定した「21世紀おかやま農業経営基本方針」の第5章「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、総社市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

総社市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

① 地域計画推進事業

- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 水内地区においては、ほ場整備事業による、区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を生かすため、農業経営基盤強化促進事業を重点的に実施する。また、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

さらに、総社市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに調整を行うこととし、開催に当たっては、市ホームページ等の利用に加え、農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、総社市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、岡山県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。なお、協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を総社市役所農林課とする。

(2) 法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準

地域計画の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。その上で、様々な努力をしてもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）第 5 条に基づく計画）を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ることも検討する。

(3) 法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

地域計画の策定の進め方

地域計画の策定に当たっては、岡山県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行う。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

総社市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の農用地利用規程認定申請書を総社市に提出して、農

用地利用規程について総社市の認定を受けることができる。

- ② 総社市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内に含まれる場合は、当該農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 総社市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を総社市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、特定農業法人又は特定農業団体を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
 - エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 総社市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農

用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実にできると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勸奨等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 総社市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 総社市は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合等の指導、助言を求めてきたときは、総社市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（1）農作業の受委託の促進

総社市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を促進する上で必要

な条件の整備を図り，地域計画の実現を目指す。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業，農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託，さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃，機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合及び一般財団法人そうじゃ地食べ公社による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合及び一般財団法人そうじゃ地食べ公社は，農業機械銀行方式の活用，農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて，農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は，農作業の受託を行う農業者の組織化の推進，共同利用機械施設の整備等により，農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

総社市は，1から3までに掲げた事項の推進に当たっては，農業経営基盤の強化の促進に必要な，以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 総社市は，県営ほ場整備事業等で水田の大区画化基盤を整備したほ場を最大限に生かすため，効率的かつ安定的な農業経営を目指す者の経営発展を図っていく。
- イ 総社市は，地域水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって，水稻作，転作を通ずる望ましい経営体の育成を図ることとする。特に集落営農法人等が行っているような面的な広がりでの農地の高度利用化及び集团的土地利用をモデルとしつつ，生産調整を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積，連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。また転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積，とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等により，効率的な農業の実現を目指す。
- ウ 総社市は，地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては，農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

総社市は、農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、総社市担い手育成総合支援協議会の下で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、総社市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成23年9月21日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成29年4月1日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和4年4月1日から施行する。
- 5 (1) この基本構想は、令和5年9月27日から施行する。
(2) なお農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めるときは、なお従前の例による。